秘密保持契約書（案）

国立大学法人茨城大学（以下「甲」という。）と株式会社○○○（以下「乙」という）株式会社○○○（以下「丙」という）は、甲、乙及び丙が共同で開発することを検討している「○○○の技術開発（以下「本目的」という。）」について秘密情報の取り扱い等を次の通り約定する。

（秘密情報の定義）

第１条　本契約において秘密情報とは、甲、乙及び丙が本目的のために相互に開示・提供する情報であって、次項に従って開示される情報をいう。

２　甲、乙及び丙は、書面、製品、電子記録媒体等の有体物により相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示を当該有体物に明記するものとする。また、口頭その他により秘密情報を開示する場合には、相手方に開示する際に秘密である旨を明示し、且つ開示後３０日以内に、当該秘密情報を書面にて秘密である旨を明示した上で、相手方に通知するものとする。

３　前２項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。

（１）相手方から知得する以前に既に公知であるもの。

（２）相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。

（３）相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が

立証できるもの。

（４）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。

（５）相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。

（守秘義務）

第２条　甲、乙及び丙は、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、相手方から開示された秘密情報を本目的以外に使用してはならない。

２　甲、乙及び丙は、相手方から知り得た秘密情報を、自己の役員あるいは従業員であっても、本目的のために知る必要のある者以外に漏洩し又は開示してはならない。

３　甲、乙及び丙は、相手方から知り得た一切の秘密情報を厳に秘密に保持し、これを第三者に漏洩し又は開示してはならない。

４　甲、乙及び丙は、前項の規定に拘わらず、本目的の遂行に必要な場合は、第三者に秘密情報の開示を行うことができるものとする。但し、この場合甲、乙及び丙は、相手方の書面による事前の承諾を得るとともに、本契約において自らが負うものと同等の義務を当該第三者に負わせるものとする。

５　甲、乙及び丙は、本目的に係る製品の受注活動、製造及び販売等において当該秘密情報の開示が必要な場合は、相手方による事前の承諾を得るものとする。

６　前第３項の規定にかかわらず、裁判所、行政機関若しくは法律、政令によって秘密情報の開示を要求された場合は、甲、乙及び丙は開示することが出来る。但し、この場合、当該開示の要求を受けた当事者は相手方に通知するとともに可能な限り秘密保持の処置を講ずるものとする。

（知的財産権の扱い）

第３条　甲、乙及び丙は秘密情報に基づいて発明・考案･意匠等の創作をなしたときは、速やかに開示当事者に通知し、発明・考案・意匠等の出願並びに帰属を含めその取扱いについて甲、乙及び丙にて協議するものとする。

（管理）

第４条　甲、乙及び丙は、相手方から開示された秘密情報を、自己の秘密情報と同等に善良な管理者の注意をもってこれを取り扱わなければならない。

（損害賠償）

第５条　甲、乙及び丙は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対し損害の賠償を請求することができるものとし、甲、乙及び丙の協議の上これを決める。

（解除）

第６条　甲、乙及び丙は、１ヶ月前までに書面にて相手方へ通知することにより、本契約を解除することができる。

（契約終了後の処置）

第７条　甲、乙及び丙は、本契約の有効期間満了又は前条により契約が終了した場合、相手方から入手した書面、電子データ等であって秘密情報を含む全てのものを相手方に返却し、その複製物も保有してはならない。但し、引き続き保有することについて相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第８条　本契約の有効期間は、令和△△年△△月△△日から令和△△年△△月△△日までとする。但し、契約満了前に書面による申し出に拠り甲、乙及び丙協議のうえ延長することができるものとする。また、本契約の期間中に、秘密保持契約条項を含む共同研究契約等が締結された場合は、この時点で本契約を発展的に解消するものとする。

２　前項の規定にかかわらず第２条の規定は、本契約終了後２年間は有効なものとし、第３条の規定は当該発明等にかかる知的財産権が消滅するまで有効とする。

（契約外の事項）

1. 本契約に基づく自己の秘密情報の開示に拠り、自己が現在又は将来有する特許権、実用新案権、意匠権等の知的財産権につき、その実施又は使用権を相手方に許諾するものではない。

２　本契約に定めのない事項または本契約の条項に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙及び丙は誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書３通を作成し、甲・乙・丙は記名、捺印のうえ各１通を保管する。

　　令和△△年△△月△△日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　茨城県水戸市文京二丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人茨城大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　学　長　　太　田　寛　行　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　乙　○○県○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　○　○　○　○　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　丙　○○県○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　○　○　○　○　　㊞